

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年10月31日
【計算期間】	第12期（自 平成25年 8 月 7 日 至 平成26年 8 月 6 日）
【ファンド名】	しんきん好配当利回り株ファンド
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大澤 宣之
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	野呂 俊夫
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、投資信託財産の成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1. 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2. 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式		
一般	年1回	
大型株		
中小型株	年2回	グローバル
債券		
一般	年4回	日本
公債		北米
社債	年6回	欧州
その他債券	年6回	アジア
クレジット属性	(隔月)	オセアニア
()	年12回	中南米
不動産投信	(毎月)	アフリカ
その他資産		中近東
()	日々	(中東)
資産複合		エマージング
()	その他	
資産配分固定型	()	
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「国内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

「株式 一般」...目論見書等において、主として株式に投資する旨の記載があって、大型株および中小型株の区分に当てはまらないもの

「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

- ◆「予想配当利回り[※]が市場平均より高く」、「今後も良好な業績を上げて、配当を維持できる」と期待できる好配当利回り株に投資します。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

$$\left[\text{予想配当利回り (\%)} = \frac{\text{1株当たりの予想配当金}}{\text{株価}} \times 100 \right]$$

- ◆好配当利回り株に投資することによって、「配当金による収益」と「株価の値上がりによる収益」の獲得を目指します。

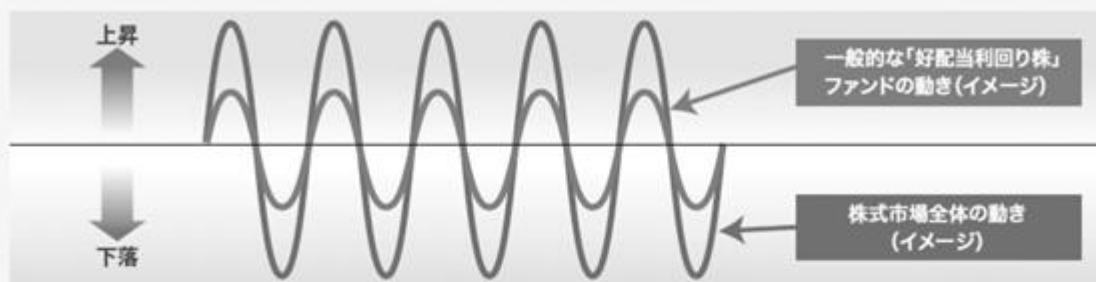
株式投資の2大収益源と当ファンドの狙い



◆ リスクを抑えた株式投資が期待できます。

一般的に、「好配当利回り株」ファンドは、株式市場全体の動きと比べ、「値動きが穏やか」な傾向があります。

変動率のイメージ図



※上記の図はイメージであり、将来の株式市場および当ファンドの基準価額の動きを示すものではありません。

● 銘柄選定プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

配当とは…

企業は、外部から多種多様な力を集めて利益を上げています。例えば、株主や金融機関からは資金を、従業員からは労働力やその知識などです。企業はこれらの力を事業に投資して、利益を上げています。事業活動によって得られた利益は、それぞれの貢献に応じて還元されます。このうち、株主の貢献（＝出資）に対する還元が、配当です。



成長途上にある企業は、生み出した利益を配当に回さずに、全てを事業拡張に充当する場合があります。また、収益の上下によって配当額を変更する企業や、多少の収益の変動にかかわらず、安定した配当を出し続ける企業など、株式配当は企業経営者の考え方や業績を映し出す鏡ともいえる重要な指標のひとつです。

●収益分配について

年1回の決算時（8月6日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

収益分配金のお支払いのイメージ



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

※自動引き落とし投資コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

<収益分配方針>

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

ファンドの仕組み



主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

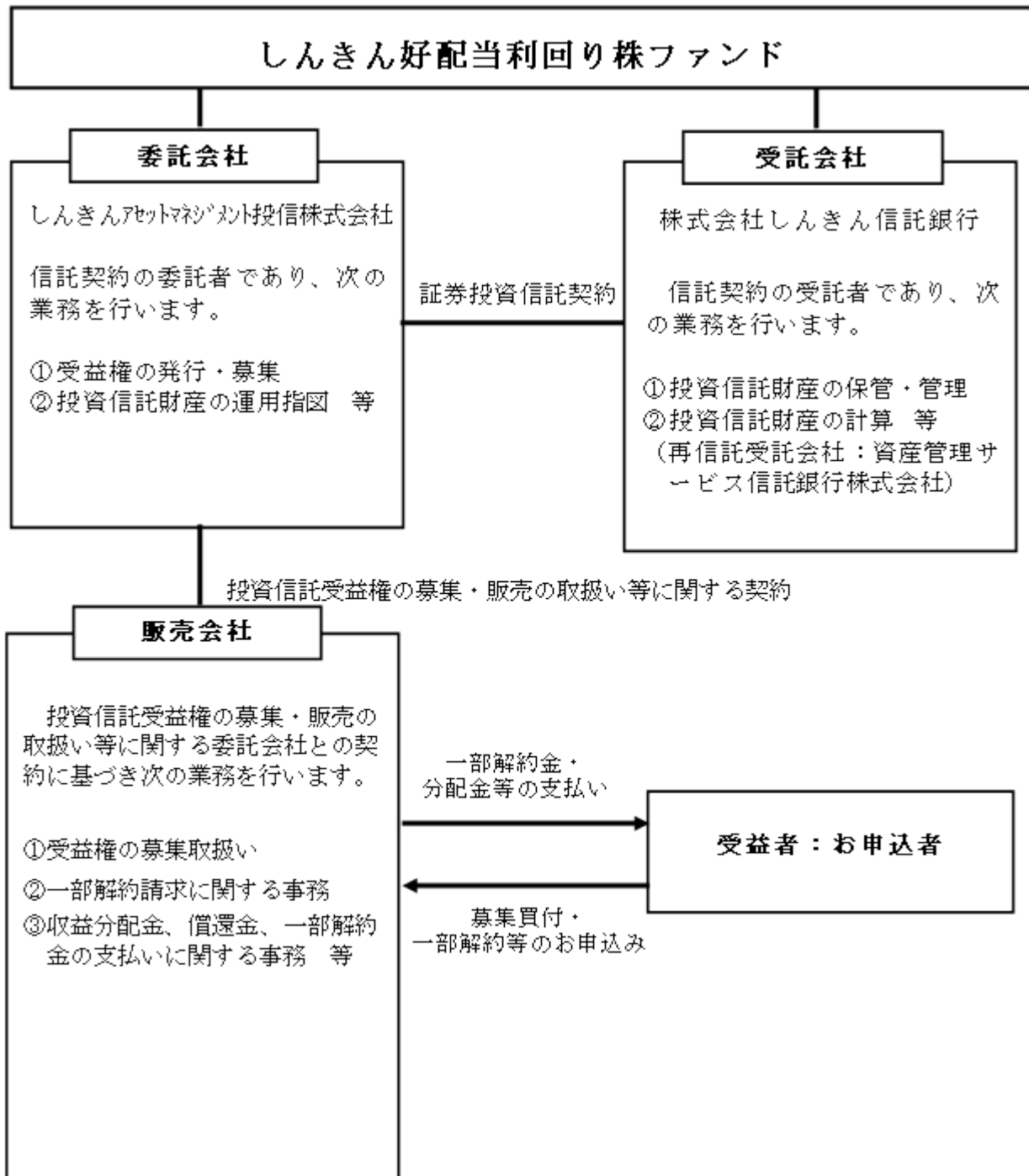
信託金の限度額

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成14年8月7日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

平成2年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
平成3年3月	投資顧問業の登録
平成4年3月	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
平成10年12月	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- (注) 予想配当利回り = 1株当たりの予想配当 ÷ 株価
- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入れ比率は通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証書と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。)
- 14) 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。)
- 15) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- 16) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨建のものとしません。)
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益権証券に限りません。)
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益権証券に表示されるべきもの
なお、1)の証券または証書、12)ならびに16)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および16)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

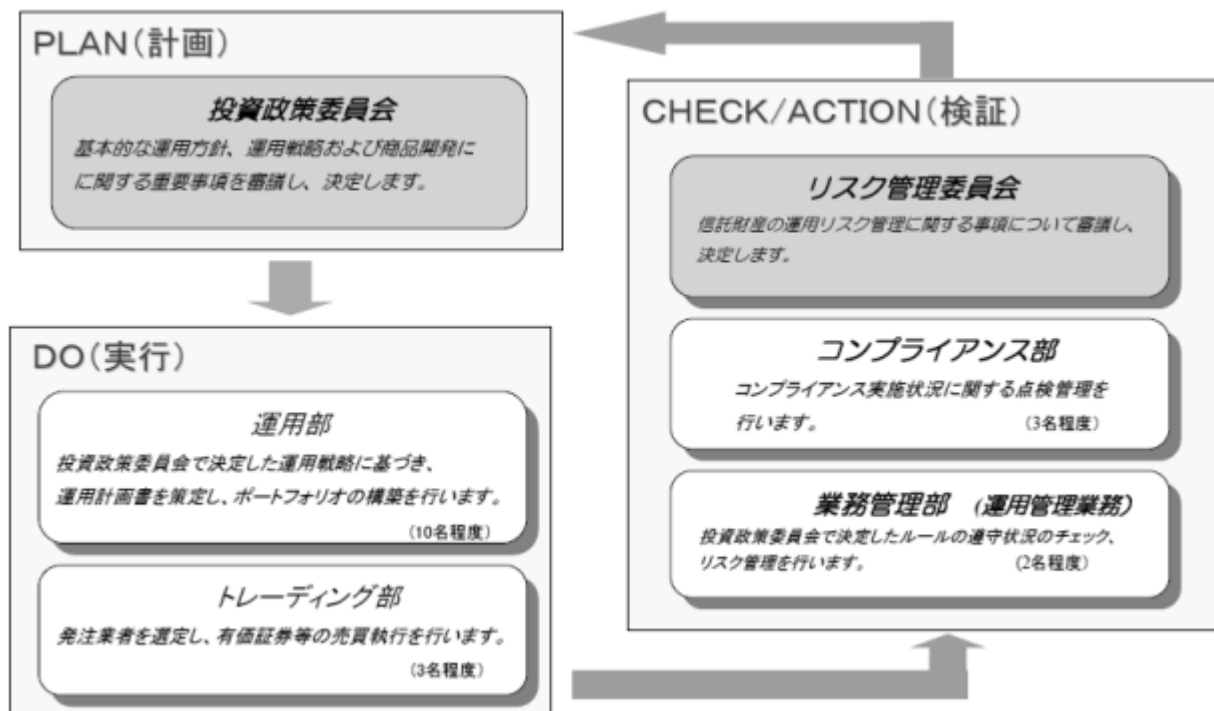
委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は2014年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は年1回の決算時（8月6日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、「運用の基本方針」に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

しんきん好配当利回り株ファンド約款（以下「投資信託約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約券証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売り出しにより取得する株券
 - e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として投資信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として投資信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約

等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前号 a. b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託者は、有価証券の貸付けに当たって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合も含まれます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 上記1)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

・同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証券に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

「しんきん好配当利回り株ファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できな

くなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターン計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターン計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は2014年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、お申込金額に応じて、取得申込日の基準価額に1.08%(税抜1.00%)を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。(申込手数料には消費税等相当額が含まれません。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金の再投資に際しては、申込手数料はかかりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。また委託会社においてもご照会いただけます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター>0120-781812

携帯電話・PHSからは03-5524-8181(土日、休日を除く9:00~17:00)

<ホームページ><http://www.skam.co.jp>

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.30%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.08%(税抜1.00%)を乗じて得た額とします。

項目	費用	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、年率1.08%(税抜1.00%)	運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。
(委託会社)	純資産総額に対して、年率0.45%(税抜)	
(販売会社)	純資産総額に対して、年率0.45%(税抜)	
(受託会社)	純資産総額に対して、年率0.10%(税抜)	

「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および投資信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産にかかる監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0054%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAの制度を利用された場合には、毎年100万円までの公募株式投資信託や上場株式等の配当所得・譲渡所得等が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社に非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
---	---

課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用があります。

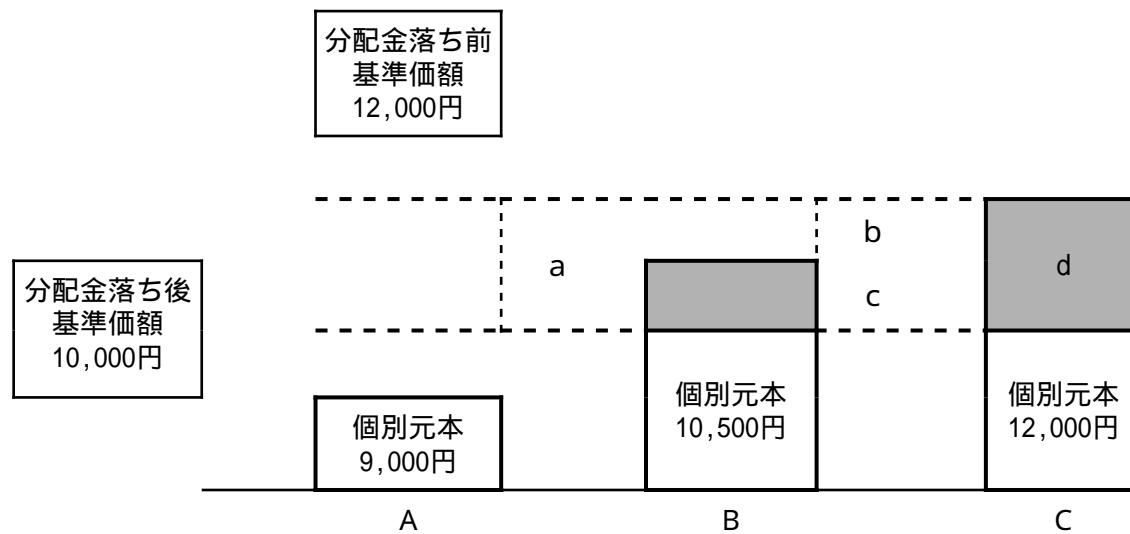
上記は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までのものです。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万円当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

受益者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成26年8月29日現在

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	8,183,667,290	98.08
投資証券	日本	92,640,000	1.11
小計		8,276,307,290	99.19
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		67,635,668	0.81
合計（純資産総額）		8,343,942,958	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(国内株式上位30銘柄)

平成26年8月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	28,000	3,273.50	91,658,000	3,782.00	105,896,000	1.26
2	日本	株式	スター精密	電気機器	72,000	1,380.00	99,360,000	1,465.00	105,480,000	1.26
3	日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	203,000	464.40	94,273,200	518.90	105,336,700	1.26
4	日本	株式	プレナス	小売業	40,800	2,381.00	97,144,800	2,491.00	101,632,800	1.21
5	日本	株式	日東電工	化学	18,500	4,858.14	89,875,600	5,450.00	100,825,000	1.20
6	日本	株式	日立化成	化学	51,500	1,805.00	92,957,500	1,936.00	99,704,000	1.19
7	日本	株式	マブチモーター	電気機器	11,200	8,370.00	93,744,000	8,840.00	99,008,000	1.18
8	日本	株式	太陽ホールディングス	化学	28,100	3,280.00	92,168,000	3,505.00	98,490,500	1.18
9	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	65,500	1,440.50	94,352,750	1,498.00	98,119,000	1.17
10	日本	株式	アズビル	電気機器	37,000	2,464.48	91,186,000	2,634.00	97,458,000	1.16
11	日本	株式	小野薬品工業	医薬品	10,500	8,520.00	89,460,000	9,280.00	97,440,000	1.16
12	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	23,100	4,267.50	98,579,250	4,172.50	96,384,750	1.16
13	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	19,500	4,623.50	90,158,250	4,920.50	95,949,750	1.15
14	日本	株式	東陽テクニカ	卸売業	81,000	1,111.14	90,003,000	1,184.00	95,904,000	1.15
15	日本	株式	トッパン・フォームズ	その他製品	91,200	994.00	90,652,800	1,051.00	95,851,200	1.15
16	日本	株式	マックス	機械	79,000	1,160.00	91,640,000	1,209.00	95,511,000	1.14
17	日本	株式	サンゲツ	卸売業	33,800	2,681.00	90,617,800	2,824.00	95,451,200	1.14
18	日本	株式	日野自動車	輸送用機器	64,700	1,404.29	90,857,700	1,475.00	95,432,500	1.14
19	日本	株式	因幡電機産業	卸売業	26,800	3,405.00	91,254,000	3,560.00	95,408,000	1.14
20	日本	株式	日本航空	空運業	16,300	5,473.57	89,219,200	5,850.00	95,355,000	1.14
21	日本	株式	大東建託	建設業	7,400	12,520.00	92,648,000	12,865.00	95,201,000	1.14
22	日本	株式	関電工	建設業	170,000	545.52	92,740,000	560.00	95,200,000	1.14

23	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	125,000	718.00	89,750,000	761.00	95,125,000	1.14
24	日本	株式	リョーサン	卸売業	41,600	2,162.00	89,939,200	2,286.00	95,097,600	1.14
25	日本	株式	マンダム	化学	23,700	3,775.00	89,467,500	4,010.00	95,037,000	1.14
26	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	13,600	6,571.51	89,372,600	6,980.00	94,928,000	1.14
27	日本	株式	東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品	100,000	891.09	89,109,000	949.00	94,900,000	1.14
28	日本	株式	小松製作所	機械	40,000	2,296.50	91,860,000	2,355.00	94,200,000	1.13
29	日本	株式	日立マクセル	電気機器	53,500	1,713.69	91,682,500	1,759.00	94,106,500	1.13
30	日本	株式	大日本印刷	その他製品	86,000	1,031.00	88,666,000	1,091.50	93,869,000	1.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成26年8月29日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株 式	98.08
投資証券	1.11
合 計	99.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

平成26年8月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)

株式	国内	水産・農林業	1.10
		建設業	4.44
		食料品	2.22
		繊維製品	2.13
		パルプ・紙	1.12
		化学	8.18
		医薬品	5.82
		石油・石炭製品	3.33
		ゴム製品	1.10
		ガラス・土石製品	1.08
		非鉄金属	1.04
		金属製品	1.14
		機械	4.47
		電気機器	9.13
		輸送用機器	6.59
		精密機器	2.20
		その他製品	2.27
		電気・ガス業	1.07
		陸運業	3.33
		空運業	1.14
		倉庫・運輸関連業	1.10
		情報・通信業	6.43
		卸売業	7.91
		小売業	4.46
		銀行業	6.65
		証券、商品先物取引業	1.10
保険業	2.18		
不動産業	1.04		
サービス業	4.27		
投資証券	国内		1.11
合計			99.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年8月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 （平成15年8月6日）	1,209,034,354	1,231,184,536	10,917	11,117
第2計算期間末 （平成16年8月6日）	2,460,022,415	2,513,105,400	13,903	14,203

第3計算期間末 (平成17年8月8日)	6,718,413,107	6,890,247,230	15,639	16,039
第4計算期間末 (平成18年8月7日)	15,573,657,987	15,920,529,958	17,959	18,359
第5計算期間末 (平成19年8月6日)	14,875,839,593	15,183,725,082	19,326	19,726
第6計算期間末 (平成20年8月6日)	12,237,812,358	12,557,261,538	15,324	15,724
第7計算期間末 (平成21年8月6日)	10,033,237,586	10,356,258,279	12,424	12,824
第8計算期間末 (平成22年8月6日)	8,851,118,641	9,165,299,250	11,269	11,669
第9計算期間末 (平成23年8月8日)	7,528,416,334	7,678,140,515	10,056	10,256
第10計算期間末 (平成24年8月6日)	6,829,019,934	6,968,053,206	9,824	10,024
第11計算期間末 (平成25年8月6日)	8,650,727,015	8,828,503,382	14,598	14,898
第12計算期間末 (平成26年8月6日)	7,792,647,746	8,097,990,382	15,313	15,913
平成25年 8月末日	8,162,572,637		13,637	
平成25年 9月末日	8,737,485,236		14,715	
平成25年10月末日	8,571,943,671		14,678	
平成25年11月末日	8,494,150,093		15,311	
平成25年12月末日	8,137,423,093		15,678	
平成26年 1月末日	7,835,471,260		15,046	
平成26年 2月末日	7,925,092,792		15,009	
平成26年 3月末日	8,020,186,606		15,302	
平成26年 4月末日	7,918,740,030		14,967	
平成26年 5月末日	8,141,990,159		15,447	
平成26年 6月末日	8,383,468,385		16,130	
平成26年 7月末日	8,303,319,396		16,321	
平成26年 8月末日	8,343,942,958		15,700	

(注) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの収益分配金
第1計算期間末 (平成15年8月6日)	200円
第2計算期間末 (平成16年8月6日)	300円
第3計算期間末 (平成17年8月8日)	400円
第4計算期間末 (平成18年8月7日)	400円
第5計算期間末 (平成19年8月6日)	400円

第6計算期間末 (平成20年8月6日)	400円
第7計算期間末 (平成21年8月6日)	400円
第8計算期間末 (平成22年8月6日)	400円
第9計算期間末 (平成23年8月8日)	200円
第10計算期間末 (平成24年8月6日)	200円
第11計算期間末 (平成25年8月6日)	300円
第12計算期間末 (平成26年8月6日)	600円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1計算期間末 (平成15年8月6日)	11.17%
第2計算期間末 (平成16年8月6日)	30.10%
第3計算期間末 (平成17年8月8日)	15.36%
第4計算期間末 (平成18年8月7日)	17.39%
第5計算期間末 (平成19年8月6日)	9.84%
第6計算期間末 (平成20年8月6日)	18.64%
第7計算期間末 (平成21年8月6日)	16.31%
第8計算期間末 (平成22年8月6日)	6.08%
第9計算期間末 (平成23年8月8日)	8.99%
第10計算期間末 (平成24年8月6日)	0.32%
第11計算期間末 (平成25年8月6日)	51.65%
第12計算期間末 (平成26年8月6日)	9.01%

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、前期末基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成14年8月7日から平成15年8月6日	1,120,595,700	13,086,553
第2期	平成15年8月7日から平成16年8月6日	943,720,897	281,797,188
第3期	平成16年8月7日から平成17年8月8日	2,968,393,309	441,973,085

第4期	平成17年8月9日から平成18年8月7日	8,127,579,450	3,751,633,238
第5期	平成18年8月8日から平成19年8月6日	2,329,088,693	3,303,750,743
第6期	平成19年8月7日から平成20年8月6日	1,131,659,715	842,567,447
第7期	平成20年8月7日から平成21年8月6日	747,472,008	658,184,189
第8期	平成21年8月7日から平成22年8月6日	666,807,773	887,809,857
第9期	平成22年8月7日から平成23年8月8日	645,113,389	1,013,419,574
第10期	平成23年8月9日から平成24年8月6日	693,349,081	1,227,894,508
第11期	平成24年8月7日から平成25年8月6日	906,337,086	1,932,121,787
第12期	平成25年8月7日から平成26年8月6日	835,852,127	1,672,687,124

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

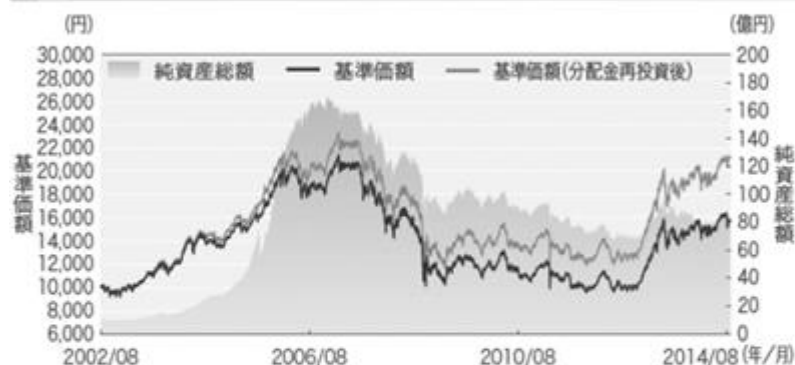
(参考)運用実績

データは2014年8月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	15,700円
純資産総額	8,344百万円
分配の推移(税引前)	
決算期	分配金
2014年8月6日	600円
2013年8月6日	300円
2012年8月6日	200円
2011年8月8日	200円
2010年8月6日	400円
設定来累計	4,200円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

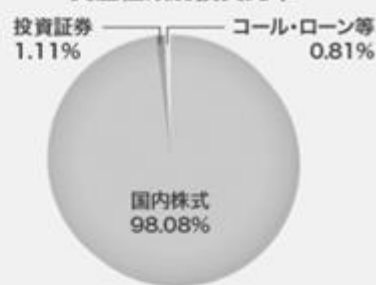
※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄名	業種	順位	業種	投資比率
1	大塚ホールディングス	医薬品	1	電気機器	9.13%
2	スター精密	電気機器	2	化学	8.18%
3	三菱ケミカルホールディングス	化学	3	卸売業	7.91%
4	プレナス	小売業	4	銀行業	6.65%
5	日東電工	化学	5	輸送用機器	6.59%
6	日立化成	化学	6	情報・通信業	6.43%
7	マプチモーター	電気機器	7	医薬品	5.82%
8	太陽ホールディングス	化学	8	機械	4.47%
9	アステラス製薬	医薬品	9	小売業	4.46%
10	アズビル	電気機器	10	建設業	4.44%

※投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄、業種、資産種類の時価の比率です。

資産種類別投資比率



年間収益率の推移 (期間:2004年~2014年)



※当ファンドはベンチマークを設定しておりません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱い販売会社によって税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位です。
- (5) 申込にかかる受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、1.08%（税抜1.00%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(土日、休日を除く9:00~17:00)

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位をもって、「一般コース」の場合は1万口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 受益者が一部解約の実行を請求するときは、取扱い販売会社に対し受益権をもって行うものとします。
- (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 解約価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.30%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (7) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報」の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (8) 一部解約金にかかる収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

<コールセンター>0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(土日、休日を除く9:00~17:00)

<ホームページ><http://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 株式

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2) 先物取引

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他 ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年8月7日から翌年8月6日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、第1計算期間の開始日は平成14年8月7日とし、最終計算期間の終了日は投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記 4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記 の1)から6)の規定にしたがい信託契約の解約を行う場合、または前記2)の規定にしたがい投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎計算期間の末日（原則8月6日）および償還日を基準に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、投資信託財産にかかる知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 手続等」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成25年8月7日から平成26年8月6日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん好配当利回り株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年8月6日現在)	当期 (平成26年8月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,318,750	55,094,149
株式	8,526,313,400	7,638,980,720
投資証券	89,520,000	88,960,000
未収入金	203,078,000	349,044,700
未収配当金	17,694,300	14,909,500
未収利息	47	30
流動資産合計	8,894,924,497	8,146,989,099
資産合計	8,894,924,497	8,146,989,099
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	177,776,367	305,342,636
未払解約金	21,102,952	6,096,678
未払受託者報酬	4,509,281	4,274,015
未払委託者報酬	40,583,484	38,466,024
その他未払費用	225,398	162,000
流動負債合計	244,197,482	354,341,353
負債合計	244,197,482	354,341,353
純資産の部		
元本等		
元本	5,925,878,932 ^{1, 2}	5,089,043,935 ^{1, 2}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,724,848,083	2,703,603,811
（分配準備積立金）	207,990,258	32,307,991
元本等合計	8,650,727,015	7,792,647,746
純資産合計	8,650,727,015	7,792,647,746
負債純資産合計	8,894,924,497	8,146,989,099

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成24年8月7日 至 平成25年8月6日)	当期 (自 平成25年8月7日 至 平成26年8月6日)
営業収益		
受取配当金	244,182,800	233,012,095
受取利息	23,486	16,810
有価証券売買等損益	3,041,405,391	585,714,290
その他収益	8,016	244,803
営業収益合計	3,285,619,693	818,987,998
営業費用		
受託者報酬	8,233,607	8,707,701
委託者報酬	74,102,352	78,369,085
その他費用	411,549	383,620
営業費用合計	82,747,508	87,460,406
営業利益又は営業損失()	3,202,872,185	731,527,592
経常利益又は経常損失()	3,202,872,185	731,527,592
当期純利益又は当期純損失()	3,202,872,185	731,527,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	493,672,542	92,375,230
期首剰余金又は期首欠損金()	122,643,699	2,724,848,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	316,068,506	412,647,621
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,269,543	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	307,798,963	412,647,621
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	767,701,619
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	767,701,619
分配金	1,177,776,367	1,305,342,636
期末剰余金又は期末欠損金()	2,724,848,083	2,703,603,811

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成25年8月6日現在)	当期 (平成26年8月6日現在)
1 信託財産に係る 期首元本額、期 中追加設定元本 額及び期中一部 解約元本額	期首元本額 6,951,663,633円	期首元本額 5,925,878,932円
	期中追加設定元本額 906,337,086円	期中追加設定元本額 835,852,127円
	期中一部解約元本額 1,932,121,787円	期中一部解約元本額 1,672,687,124円
2 計算期間末日に おける受益権の 総数	5,925,878,932口	5,089,043,935口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自平成24年8月7日 至平成25年8月6日)	当期 (自平成25年8月7日 至平成26年8月6日)
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期末における経費控除後の配当等収益203,792,833円（1万口当たり343.90円）、収益調整金2,516,857,825円（1万口当たり4,247.23円）及び分配準備積立金181,973,792円（1万口当たり307.08円）を分配対象収益とし、分配金は177,776,367円（1万口当たり300.00円）としております。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益182,041,951円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金2,671,295,820円及び分配準備積立金155,608,676円より分配対象収益は3,008,946,447円（1万口当たり5,912.58円）であり、分配金を305,342,636円（1万口当たり600円）としております。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成24年 8月 7日 至 平成25年 8月 6日)	当期 (自 平成25年 8月 7日 至 平成26年 8月 6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成25年 8月 6日現在)	当期 (平成26年 8月 6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (平成25年8月6日現在)	当期 (平成26年8月6日現在)
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	2,542,634,203円	258,460,467円
投資証券	28,080,000円	560,000円
合 計	2,570,714,203円	257,900,467円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前期 (平成25年8月6日現在)	当期 (平成26年8月6日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自平成24年8月7日 至平成25年8月6日)	当期 (自平成25年8月7日 至平成26年8月6日)
該当事項はありません。	同左

（ 1口当たり情報）

前期 （平成25年8月6日現在）	当期 （平成26年8月6日現在）
1口当たり純資産額1.4598円 （1万口当たり純資産額 14,598円）	1口当たり純資産額1.5313円 （1万口当たり純資産額 15,313円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ホクト	46,600	1,963.00	91,475,800	
大東建託	7,400	12,520.00	92,648,000	
積水ハウス	63,200	1,301.00	82,223,200	
関電工	162,000	546.00	88,452,000	
三機工業	115,000	796.00	91,540,000	
キリンホールディングス	63,000	1,415.50	89,176,500	
日本たばこ産業	25,500	3,485.00	88,867,500	
倉敷紡績	506,000	182.00	92,092,000	
オンワードホールディングス	114,000	711.00	81,054,000	
王子ホールディングス	174,000	405.00	70,470,000	
クラレ	67,200	1,325.00	89,040,000	
三菱ケミカルホールディングス	203,000	464.40	94,273,200	
日立化成	51,500	1,805.00	92,957,500	
三洋化成工業	136,000	663.00	90,168,000	
太陽ホールディングス	28,100	3,280.00	92,168,000	
マンダム	23,700	3,775.00	89,467,500	
日東電工	17,900	4,856.00	86,922,400	
武田薬品工業	18,500	4,634.50	85,738,250	
アステラス製薬	65,500	1,440.50	94,352,750	
エーザイ	20,900	4,325.50	90,402,950	
小野薬品工業	10,500	8,520.00	89,460,000	
大塚ホールディングス	28,000	3,273.50	91,658,000	
昭和シェル石油	78,000	1,127.00	87,906,000	
東燃ゼネラル石油	99,000	891.00	88,209,000	
JXホールディングス	171,900	523.90	90,058,410	
横浜ゴム	93,000	876.00	81,468,000	
旭硝子	105,000	564.90	59,314,500	
住友金属鉱山	54,000	1,661.00	89,694,000	
三和ホールディングス	125,000	718.00	89,750,000	
小松製作所	40,000	2,296.50	91,860,000	
SANKYO	19,500	4,030.00	78,585,000	

マックス	79,000	1,160.00	91,640,000
日立工機	74,700	854.00	63,793,800
東芝	202,000	454.80	91,869,600
マブチモーター	11,200	8,370.00	93,744,000
I D E C	102,700	871.00	89,451,700
日立マクセル	52,000	1,714.00	89,128,000
アズビル	35,200	2,464.00	86,732,800
スター精密	72,000	1,380.00	99,360,000
キヤノン	24,100	3,360.00	80,976,000
リコー	78,400	1,111.50	87,141,600
東海理化電機製作所	23,800	2,104.00	50,075,200
日産自動車	90,000	983.90	88,551,000
トヨタ自動車	14,800	5,989.00	88,637,200
日野自動車	62,000	1,404.00	87,048,000
ダイハツ工業	48,000	1,765.00	84,720,000
本田技研工業	21,700	3,493.50	75,808,950
H O Y A	27,000	3,372.50	91,057,500
ニプロ	100,700	888.00	89,421,600
トッパン・フォームズ	91,200	994.00	90,652,800
大日本印刷	86,000	1,031.00	88,666,000
中国電力	58,700	1,350.00	79,245,000
西日本旅客鉄道	19,500	4,623.50	90,158,250
日本通運	182,000	477.00	86,814,000
丸全昭和運輸	264,000	338.00	89,232,000
日本航空	16,000	5,470.00	87,520,000
住友倉庫	158,000	543.00	85,794,000
トレンドマイクロ	25,100	3,620.00	90,862,000
日本オラクル	20,700	4,240.00	87,768,000
日本テレビホールディングス	50,000	1,671.00	83,550,000
日本電信電話	13,500	6,571.00	88,708,500
N T T ドコモ	50,400	1,776.50	89,535,600
T K C	42,400	2,069.00	87,725,600
伊藤忠商事	70,200	1,302.50	91,435,500
三井物産	55,200	1,643.00	90,693,600
住友商事	68,100	1,303.50	88,768,350
サンゲツ	33,800	2,681.00	90,617,800
リョーサン	41,600	2,162.00	89,939,200
東陽テクニカ	80,200	1,111.00	89,102,200
因幡電機産業	26,800	3,405.00	91,254,000
ローソン	12,100	7,860.00	95,106,000
セブン&アイ・ホールディングス	23,100	4,267.50	98,579,250
京都きもの友禅	83,500	998.00	83,333,000
プレナス	40,800	2,381.00	97,144,800

あおぞら銀行	261,000	346.00	90,306,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	140,100	589.30	82,560,930	
りそなホールディングス	163,100	549.10	89,558,210	
三井住友トラスト・ホールディングス	172,000	422.20	72,618,400	
三井住友フィナンシャルグループ	17,600	4,068.00	71,596,800	
みずほフィナンシャルグループ	433,200	195.10	84,517,320	
大和証券グループ本社	95,000	835.60	79,382,000	
NKSJホールディングス	31,800	2,468.00	78,482,400	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	33,800	2,256.50	76,269,700	
パーク24	47,000	1,891.00	88,877,000	
ユー・エス・エス	50,000	1,738.00	86,900,000	
セコム	14,400	6,229.00	89,697,600	
メイテック	27,000	3,335.00	90,045,000	
ベネッセホールディングス	23,100	3,695.00	85,354,500	
合 計	6,974,200		7,638,980,720	

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備 考
投資証券	日本ビルファンド投資法人	160	88,960,000	
合 計		160	88,960,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成26年 8月29日現在
資産総額	8,367,171,971 円
負債総額	23,229,013 円
純資産総額（ ）	8,343,942,958 円
発行済数量	5,314,603,065 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5700 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿の閉鎖の時期
該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 受益権の譲渡制限の内容
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割
委託会社は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

委託会社が発行する株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

1) 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

2) 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。業務管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・リスク管理委員会

当委員会において、事務局である業務管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果について報告を行います。また、コンプライアンス部は、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等を、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

3) コンプライアンス管理体制

当社は、取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。

コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。

コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者をコンプライアンス部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記は2014年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、2014年8月29日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位：百万円)

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	52	527,118
単位型株式投資信託	8	24,782
合 計	60	551,900

(注)純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		1,376,420		1,768,541
前払費用			15,928		16,883
未収委託者報酬			271,871		291,319
未収運用受託報酬	*2		38,605		34,287
未収収益			64		68
繰延税金資産			30,901		34,394
その他の流動資産			7,202		1,032
流動資産計			1,740,994		2,146,527
固定資産					
有形固定資産	*1		99,840		92,464
建物		82,733		77,683	
器具備品		17,106		14,781	
無形固定資産			95,800		88,803
ソフトウェア		94,108		87,247	
電話加入権		959		959	
その他		732		596	
投資その他の資産			2,287		1,295
長期前払費用		2,287		1,295	
固定資産計			197,928		182,563
資産合計			1,938,923		2,329,091

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			216,788		236,197
未払手数料	*2	175,365		185,744	
その他未払金		41,422		50,453	
未払法人税等			67,070		152,891
未払消費税等			11,499		28,052
未払事業所税			1,668		1,741
前受収益			2,782		2,861
賞与引当金			55,941		54,663
その他の流動負債			2,620		2,578
流動負債計			358,371		478,986
固定負債					
退職給付引当金			73,493		76,892
役員退職慰労引当金			1,687		5,335
固定負債計			75,181		82,227
負債合計			433,552		561,214
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			200,000		200,000
利益剰余金					
利益準備金			2,000		2,000
その他利益剰余金			1,303,370		1,565,876
別途積立金		1,030,000		1,150,000	
繰越利益剰余金		273,370		415,876	
利益剰余金計			1,305,370		1,567,876
株主資本計			1,505,370		1,767,876
純資産合計			1,505,370		1,767,876
負債・純資産合計			1,938,923		2,329,091

（２）【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日		当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	
		金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			2,062,299		2,784,345
運用受託報酬	*1		323,698		288,545
営業収益計			2,385,998		3,072,890
営業費用					
支払手数料	*1		1,046,656		1,392,955
広告宣伝費			7,005		12,656
調査費			334,728		360,809
調査研究費		238,824		263,524	
委託調査費		95,903		97,284	
営業雑経費			55,826		64,427
印刷費		49,607		57,940	
郵便料		182		179	
電信電話料		2,418		2,437	
協会費		3,617		3,870	
営業費用計			1,444,217		1,830,849
一般管理費					
給料			453,681		480,319
役員報酬		28,464		30,696	
給料・手当		311,080		332,741	
賞与		47,580		53,353	
法定福利費		53,115		57,463	
福利厚生費		3,616		3,344	
その他給料		9,824		2,720	
賞与引当金繰入			50,406		51,198
退職給付費用			48,355		53,453
役員退職慰労引当金繰入			1,125		3,647
交際費			3,631		3,285
旅費交通費			9,329		8,883
租税公課			6,780		7,853
不動産賃借料			73,503		63,200
固定資産減価償却費			28,395		38,126
諸経費			77,909		89,871
一般管理費計			753,118		799,839
営業利益			188,662		442,201
営業外収益					
受取利息	*1		341		358
その他営業外収益			29		156
営業外収益計			370		515
営業外費用					
雑損失			52		146
営業外費用計			52		146
経常利益			188,980		442,570

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日		当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	
		金 額		金 額	
特別損失		千円	千円	千円	千円
固定資産除却損		94		14	
事務過誤損失				3,122	
特別損失計			94		3,137
税引前当期純利益			188,886		439,433
法人税、住民税及び事業税			65,039		180,419
法人税等調整額			3,533		3,492
当期純利益			120,313		262,506

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	370,000	813,057	1,185,057	1,385,057	1,385,057
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			660,000	660,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				120,313	120,313	120,313	120,313
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			660,000	539,686	120,313	120,313	120,313
当期末残高	200,000	2,000	1,030,000	273,370	1,305,370	1,505,370	1,505,370

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,030,000	273,370	1,305,370	1,505,370	1,505,370
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			120,000	120,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				262,506	262,506	262,506	262,506
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			120,000	142,506	262,506	262,506	262,506
当期末残高	200,000	2,000	1,150,000	415,876	1,567,876	1,767,876	1,767,876

重要な会計方針

	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建 物	3年	～	50年	器具備品	3年	～	20年
建 物	3年	～	50年						
器具備品	3年	～	20年						
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>								
3. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
建 物	33,217千円	40,098千円
器具備品	33,258千円	44,579千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
普通預金	458,535千円	787,530千円
定期預金	700,000千円	600,000千円
未収運用受託報酬	5,243千円	3,598千円
未払手数料	105,416千円	105,720千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
運用受託報酬	228,327千円	187,304千円
受取利息	315千円	324千円
支払手数料	904,826千円	1,217,879千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,376,420	1,376,420	
(2)未収委託者報酬	271,871	271,871	
(3)未収運用受託報酬	38,605	38,605	
資産計	1,686,961	1,686,961	
(4)未払手数料	175,365	175,365	
(5)その他未払金	41,422	41,422	
(6)未払法人税等	67,070	67,070	
(7)未払消費税等	11,499	11,499	
(8)未払事業所税	1,668	1,668	
負債計	297,026	297,026	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,376,199	1,376,199	
(2)未収委託者報酬	271,871	271,871	
(3)未収運用受託報酬	38,605	38,605	
合計	1,686,740	1,686,740	

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,768,541	1,768,541	
(2)未収委託者報酬	291,319	291,319	
(3)未収運用受託報酬	34,287	34,287	
資産計	2,094,149	2,094,149	
(4)未払手数料	185,744	185,744	
(5)その他未払金	50,453	50,453	
(6)未払法人税等	152,891	152,891	
(7)未払消費税等	28,052	28,052	
(8)未払事業所税	1,741	1,741	
負債計	418,882	418,882	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,768,511	1,768,511	
(2)未収委託者報酬	291,319	291,319	
(3)未収運用受託報酬	34,287	34,287	
合計	2,094,119	2,094,119	

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成25年3月31日現在）自己都合要支給額73,493千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5．の通りであります。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
退職給付費用	
勤務費用	48,355（注）

（注） 勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,075千円を含みます。

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額	1,386,363,684千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,645,902,300千円
差引額	259,538,615千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(平成24年3月分)

0.0513%

(3) 補足説明

過去勤務債務残高	240,975,931千円
繰越不足金	18,562,684千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

当事業年度(自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	73,493千円
退職給付費用	11,836千円
退職給付の支払額	8,437千円
制度への拠出額	
退職給付引当金の期末残高	76,892千円

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立金型制度の退職給付債務	76,892千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,892千円
退職給付引当金	76,892千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,892千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

11,836千円

3. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は34,028千円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	1,476,279,114千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432,199千円
差引額	222,153,084千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の拠出割合(平成25年3月分)

0.0548%

(3) 補足説明

年金財政計算上の過去勤務債務残高	225,441,130千円
年金財政計算上の別途積立金	3,288,045千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,263	19,482
役員退職慰労引当金	641	1,901
退職給付引当金繰入限度超過額	27,934	27,404
未払事業税	5,266	10,758
未払事業所税	634	620
その他	3,737	3,532
繰延税金資産 小計	59,477	63,700
評価性引当額	28,576	29,305
繰延税金資産 合計	30,901	34,394
繰延税金資産の純額	30,901	34,394

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 繰延税金資産	30,901	34,394
-------------	--------	--------

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
法定実効税率		38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.03%
住民税均等割	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	0.12%
評価性引当額の増減		0.61%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		0.52%
その他		0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		40.26%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が2,287千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が2,287千円増加しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	228,327

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	187,304

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任2人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代 行手数料 事務所 賃借料 出向者 人件費	228,327 千円 904,826 千円 60,259 千円 104,424 千円	未収運用 受託報酬 未払手数 料	5,243 千円 105,416 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の代 行手数料	107,547 千円	未払手数 料	23,246 千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代 行手数料 事務所 賃借料 出向者 人件費	187,304 千円 1,217,879 千円 49,778 千円 109,736 千円	未収 運用受託 報酬 未払 手数料	3,598 千円 105,720 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の代 行手数料	150,737 千円	未払 手数料	33,260 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額	376,342円61銭	441,969円17銭
1株当たり当期純利益金額	30,078円29銭	65,626円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
当期純利益金額	120,313千円	262,506千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	120,313千円	262,506千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 取締役の変更
取締役は、株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。
- (2) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (3) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- 1 - (1) 名称
信金中央金庫(指定登録金融機関)（販売会社）
- (2) 資本の額（出資の総額） 490,998百万円（平成26年3月末現在）
- (3) 事業の内容
全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- 2 - (1) 名称
株式会社富山銀行(指定登録金融機関)（販売会社）
- (2) 資本の額 6,730百万円（平成26年3月末現在）
- (3) 事業の内容
日本において銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。
- 3 - (1) 名称
しんきん証券株式会社(金融商品取引業者)（販売会社）
- (2) 資本の額 20,000百万円（平成26年3月末現在）
- (3) 事業の内容
金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 4 - (1) 名称
株式会社しんきん信託銀行（受託会社）
- (2) 資本の額 10,000百万円（平成26年3月末現在）
- (3) 事業の内容
信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称
資産管理サービス信託銀行株式会社（受託会社）
- ・資本の額 50,000百万円（平成26年3月末現在）
- ・事業の内容
銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 信金中央金庫（販売会社）
委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。
- (2) 株式会社富山銀行（販売会社）
委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。
- (3) しんきん証券株式会社（販売会社）
委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。
- (4) 株式会社しんきん信託銀行（受託会社）
投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | 平成25年10月31日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券届出書 | 平成25年10月31日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | 平成26年4月30日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成26年4月30日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

平成26年6月9日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩崎 裕男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月24日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん好配当利回り株ファンドの平成25年8月7日から平成26年8月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん好配当利回り株ファンドの平成26年8月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。